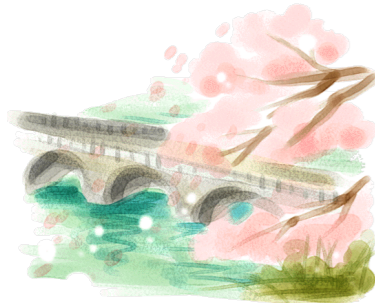


お知らせページ

お花見

日時①：4月8日(日)12:00～15:00
会場①：赤羽さくら並木道り公園
(赤羽台4丁目19)
会費：1000円(差し入れ大歓迎)
主催：ヘルパーネット「あおぞら」
連絡先：090-2744-4766(やのはら)

日時②：4月9日(月)11:00～
会場②：新宿御苑 新宿門集合園
主催：在宅ケア研究会



認知症ケアワーキング学習会

日時：5月6日(日)14:00～
会場：東京市民ボランティアセンター
(JR「飯田橋」徒歩2分)
テーマ：「入室困難な方への対応、他」
申し込み先：3787-3117 ファックスにて藤原宛

品川はやての会 練習会

日時：5月12日(土)
12:00～練習会 10K 5K ウォーキング
15:00～?(北品川の黒湯)
会場：全金属品川事務所
(京浜急行「北品川」駅3分)
申し込み先：080-1295-6921 つくひじ宛

老問研 定例学習会

『4月から、介護保険はどう変わったか』

～特養、通所、グループホーム、そして訪問介護の現場から検証する～

- ◎特養・通所介護の事業所から：赤木 真氏(草花苑 副施設長)
- ◎グループホームの事業所から：小島 美里氏(くらしネットえん 代表理事)
- ◎訪問介護の事業所から：東京介護労働組合

日時：年4月14日(土)14:00～17:00

会場：大正大学7号館774教室

(都営地下鉄「西巣鴨」下車 徒歩すぐ)

(都営バス【浅草雷門行・王子行・とげぬき地藏行】池袋東口から「堀割」下車すぐ)

参加費：500円(資料代)

※会員以外の方でも、ご参加いただけます。

共に介護を学びあい励まし合いネットワーク

〒142-0063 東京都品川区荏原1-24-23 角田アパート1F Tel・Fax：03-3787-3117

PCアドレス：ruka@ga2.so-net.ne.jp

編集責任者：藤原るか

CLA たより 第21号

12/04/05

発行：共に介護を学びあい・励まし合いネットワーク



「CLA (クラ)」はラテン語で憂い、辛さ、気遣い、共感などと云った意味で、英語のキューアーやケアの語源です。



千鳥が淵 (撮影・北出千万城)

「15分余っている」との報道と調査に黙ってられない！

20号に引き続き当日の発言要旨を紹介します

藤原るかさん（ヘルパー）

人間は必死で生きていると言うことと、それを支えるヘルパーの仕事は是非伝えたい。森下さん（前号掲載）のようなお話はよく聞きます。私たちの訪問先は、厚労省のデータでも明らかですが、半数の方は、認知症をはじめとする精神疾患やうつ病をお持ちになっています。要介護状態になった方は精神的なケアが必要な方が多いです。介護保険の「自立支援」にもとづいてヘルパーは生活の共有や、くらしを一緒に作っています。森下さんはヘルパーを使って8年ですが生活援助がすでに削られていることをご存知です。私も今日、生活援助の1時間に入って来ましたが、06年以前は、2時間のプランの方です。今、洗濯機が話題になりましたが、厚労省は調査の結果として洗濯16.9分という時間を出しています。在宅ではそんな洗濯機はありません。コインランドリーに行くこともあります。干す時間、畳む時間。洗濯一つとってもその時間では終わらないような内容を私たちは1時間でやりあげています。洗濯だけではなく厚労省のいうように、二～三つの生活援助を重ねています。みなさんの生き抜こうとする意欲になっています。生活援助をこれ以上削っていかうというのは、暮らしの基礎を奪うものです。ぜひもう一度取材してほしい。真剣

渡辺一さん（ヘルパー）

一般的な生活援助の事例を報告します。男性で六八歳、単身。介護2で片マヒがあります。四畳半のアパートに暮らし、台所は2畳くらいです。毎日1時間生活援助が入っています。デイサービスは週一回。通院は月一回。
1時間で買い物と調理、掃除と調理になっている。まず訪問したとき郵便受けを確認します。大事な書類が入っているからです。あいさつして体調の確認し部屋の中の変化の様子を見ます。1時間のなかで、最初は米を研いですぐに炊飯器にかけます。それから買

に考えてほしい。NHKの報道では、「1時間のうち15分は余っていて、余計なおしゃべり話している」とヘルパーの声なのか、利用者の声なのかよくわからない報道がされました。一時間で余っているような援助なら06年以前は常勤換算で、約19万人いたヘルパーが短時間が評価されて以降3万人も減るのでしょうか？登録のヘルパーの賃金は100万円を切っています。8割近くが低賃金で働いています。常勤は平均300万というデータが出ていますので、賃金から予測して10万人近いヘルパーが現場から去っているのです。
今までも援助時間が削られることは、ヘルパーの大切にしている人を支える具体的な生活援助とコミュニケーション（関係性の構築）が削られるのです。現場では話をする時間がありません。聞き取る時間がないのです。それぞれの生活がどういうものなのか、自分の暮らしや考えを「話すこと」がどんなに人間の生きる力になるのか、これは認知症ケアのなかで実証されています。現在、認知症予防に一番効果があるのはコミュニケーションと常識になっています。掃除、洗濯、買い物、調理の行為だけの時間で、ヘルパーの仕事の評価するのは高齢者の権利を奪うことになりまので、やめてほしい。

い物の日は冷蔵庫を開けて食材の確認、日用品の確認、ひげそりの替刃やトイレトーパーなど多品種に及びます。買ってきてほしいものをお聞きいたします。本人も希望がありますから。お金を頂いて確認してスーパーに行きますがここだけですでに6分かかっています。
自転車をとばしていきますがスーパーが近いところにあればいいですが、遠いところの場合もあります。大きなスーパーでは、品物は揃っていますが、だいたい10分から13分位かかります。レジが込んでいた

第5回 青森から「介護従事者のための公開講座」のご案内

- 1 日時 平成24年6月17日（日） 10:30～17:30（受付は9:30～）
- 2 会場 八戸大学
- 3 定員 45名～400名（会場によって異なります）
- 4 各研修の一覧表

研修時間	全研修一覧			
1時間目 10:30～11:30	①第1分科会(120名) 講師: 藤原 るか 「介護現場で働くヘルパーの現状と課題」 - 介護現場での働き方について - - 介護現場での生活について - - 介護現場でのコミュニケーションについて -	②第2分科会(120名) 講師: 藤原 るか 「介護現場でのコミュニケーション」 - 介護現場でのコミュニケーションについて - - 介護現場での生活について - - 介護現場でのコミュニケーションについて -	③第3分科会(120名) 講師: 藤原 るか 「介護現場での生活」 - 介護現場での生活について - - 介護現場でのコミュニケーションについて - - 介護現場での生活について -	④第4分科会(120名) 講師: 藤原 るか 「介護現場でのコミュニケーション」 - 介護現場でのコミュニケーションについて - - 介護現場での生活について - - 介護現場でのコミュニケーションについて -
12:30～1:30	お昼休み(自由)			
2時間目 12:30～14:10	⑤第5分科会(400名) 講師: 藤原 るか 「介護現場でのコミュニケーション」 - 介護現場でのコミュニケーションについて - - 介護現場での生活について - - 介護現場でのコミュニケーションについて -			
3時間目 14:20～15:10	⑥第6分科会(45名) 講師: 藤原 るか 「介護現場での生活」 - 介護現場での生活について - - 介護現場でのコミュニケーションについて - - 介護現場での生活について -	⑦第7分科会(120名) 講師: 藤原 るか 「介護現場でのコミュニケーション」 - 介護現場でのコミュニケーションについて - - 介護現場での生活について - - 介護現場でのコミュニケーションについて -	⑧第8分科会(120名) 講師: 藤原 るか 「介護現場での生活」 - 介護現場での生活について - - 介護現場でのコミュニケーションについて - - 介護現場での生活について -	⑨第9分科会(120名) 講師: 藤原 るか 「介護現場でのコミュニケーション」 - 介護現場でのコミュニケーションについて - - 介護現場での生活について - - 介護現場でのコミュニケーションについて -
4時間目 15:20～17:30	⑩第10分科会(400名) 講師: 藤原 るか 「介護現場でのコミュニケーション」 - 介護現場でのコミュニケーションについて - - 介護現場での生活について - - 介護現場でのコミュニケーションについて -			

- 6 持ち物 申込書、筆記用具、昼食（事前申し込みをされなかった方のみ）
- 7 申し込み 平成24年6月12日（火）または定員になり次第
- 8 受講料 2,000円（※キャンセル等による受講料の返金はいたしません）
未申込みの方は別途2,000円がかかります。
- 9 申込方法（詳細もご参照ください）
①申込書と受講料を併せてご記入の上、FAX・メール・電話のいずれかでお申し込みください。
※メールでお申し込みの際は、「お申し込み」も必ずお書きください。
②申込書に記載してあります郵便口座へ受講料は6月12日（火）までお振り込みください。
③お振込みより、申込と入金の手続きが出来次第FAX・メール・電話にて申込書と受講料（受講料返金～返金したものを返金いたします。定員に達した場合は、返金いたしません）がございしますので、受講料返金を必ずご確認ください。
④当日は受講料を必ずお持ちください。受講料返金・お振込みの時に使用いたします。
- 10 申し込み・問合せ先
八戸大学・八戸短期大学総合研究所 公開講座係
〒031-8588 青森県八戸市美郷町15-68
電 話：0178-28-2769 FAX：0178-28-1968
メール：research@hachinode-u.ac.jp

東北のヘルパーさんと出会う旅(案)

日程：6月13日(水)～17日(月)4泊5日

地震・津波・原発の中で活動しているヘルパーさんの奮闘の様子を直接伺い「生命と暮らし」について学びあい・励まし合える交流を目的に企画します。

訪問先予定は福島・宮城・岩手の3県を予定しています。最終日は青森の「介護の学校」に合流します。(7面のチラシ参照)

費用：約28000円

交通機関 新幹線(大人の休日倶楽部を使用) 1万3000円

注)13日のみ夜行バスで福島まで 3000円

宿泊：格安ホテルまたはユースホステル 1万2000円(食費は各自負担)

第3回ヘルパーおしゃべり企画の報告 ～介護保険改正について～

2月25日(土)18:30からスタートしたおしゃべり企画は仕事を終えた面々が少しずつ揃って10名になりました。ヘルパー、ケアマネ、生活相談員、特養職員等いろいろな立場の方からの職場の状況を交えたおしゃべりの会となりました。おしゃべりをかいつまんで紹介致します。

- ・「地域」の連携は大切といわれているので、民生委員さんの紹介を自治体に依頼しにいったら個人情報だからと断られてしまい疑問をもった。また、別の自治体では月に1回懇談会があるのでその席に参加してみたらと勧められ、自治体によって対応が違うことが分かった。
- ・45分という単位になることで収入が減る。ヘルパーを辞めたい。事業所の運営も難しくなっている。
- ・独居や超高齢世帯等はどうしても生活援助が必要。何故必要なのかを明確にしてゆかないといけない。
- ・医療依存度が上がるので、ケアマネも医療領域の知識が必要になってくる。土・日訪問看護が休みなのは不安。
- ・特養では介護度5以外は減額。人員配置は変わっていない。内部留保があると審議会で云われたが、残業等
- ・超過勤務は付けていない。パート・非常勤が増えている。責任が取れない状況。
- ・医療的ケアの研修は東京では定員70名(実習先は自分で探してくるという条件で)

1200名の申し込みがあった。研修の費用はどうなるのか?4月からは研修を受けないと(胃ろう・吸引等はできない)研修会に漏れた事業所はどうなるのか?

- ・障害者の制度に関しては声が届いている部分もある。在宅の現状については社会的後押しが必要。状況を発信していかないとと思う。

今回アドバイザーとしてお願いした吉田さん(包括支援センター勤務)は、大田区にある大田メディカルケアネットの立ち上げから係っている若手のケアマネ。自らのケアマネ体験から居宅療養管理指導と往診医をそれぞれ別のドクターを依頼してしまい「今すぐ来い」と診療所に呼び出されてその後、医療機関との調整の際トラウマを抱えようになった事等を率直にお話しいただいた。そういったお話もあり地域でのクリニックとの連携(在宅に理解がある医師とそうではない医師の事)や認知症に対する成年後人につなげる際の判断等幅の広い話をしていただけました。

次回は「介護保険改正その後」をおしゃべりのテーマに6月9日(土)に開催予定で企画します。
会場は「南部労政会館」にて18:30～

ら胃が痛くなってきます。10人くらいならんでいたらどうしようかと思ってしまう。帰りもやはり5、6分かかります。食材を冷蔵庫に入れて、残金をご本人に確認してもらおう。ここまで30～40分かかります。雨の日だとカップを脱いだり着たりしますのもっとかかります。買い物が終わり、調理にかかります。最低3品は作らなければバランスがとれません。それでも足りないときは缶詰めなどを使って頂いています。弱火で調理しながら簡単な掃除をします。掃除の日もあるが、ご飯やスープが床や畳にこぼれることが必ずあります。前の日の食器が残っていることもあります。調理では平均20分かかります。台所みながら掃除を簡単にして。配膳、冷めたら保存用に冷蔵庫に入れます。翌日デイサービスに行く場合は、その準備に入ります。下着、シャツ、バスタオル、薬、歯ブラシ、連絡ノートを確認して、詰めて翌日の準備になります。ここまで至るのにすでに60分たってしまう

ています。そのあとの記録や、買い物レシートを貼って終わりますが、だいたい1時間を超えています。

片マヒがあるので、ご飯が床にこびりついている。靴下にご飯粒がこびりつくような状態。掃除機でとれないので雑巾かけもある。汚れた下着もバケツに入っている。調理と買い物でいっぱいだが、臭いものをそのまま置いておくわけにはいかないので、簡単に手洗いをし、翌日洗濯機にかけようとする。これだけに70分くらいになってしまう。夏ですとこのお宅にはクーラーがありません。この時点で汗ダクです。さらに、暑い中を仕事をすると汗だくになるので、Tシャツをとり変えて次のお宅に行く。

どのお宅も、訪ねてみなければわからない。それを60分ではできません。それが45分になったら、25%カットですからほとんどできない、若い人がこういう仕事に携わったらほとんど音をあげてしまうのではないかと思います。



しんぶん赤旗
2012年1月23日付

3月16日に発表された 厚生労働省のQ&Aより抜粋

【訪問介護】 <生活援助の時間区分の見直し>

Q 今般の生活援助の時間区分の見直しにより、従前の60分程度や90分程度の生活援助は提供できなくなるのか。

A 今般の介護報酬改定により、生活援助の時間区分が20分以上45分未満と45分以上の2区分と見直されたが、これは必要なサービス量の上限等を付したわけではなく、利用者個々の状況に応じた介護支援専門員とサービス提供責任者による適切なアセスメント及びケアマネジメントに基づき、利用者のニーズに応じた必要な量のサービスを提供するべきであることは従前どおりである。また、この見直しにより、これまで提供されてきたサービスを利用者の意向等を踏まえ、新たな時間区分に適合させることを強いるものであってはならず、適切なアセスメントとケアマネジメントに基づき、見直し以前に提供されていた60分程度のサービスや90分程度のサービスを45分以上の生活援助として位置付け、見直し後も継続して提供することは可能である。

また、必要に応じて見直し以前に提供されていたサービスに含まれる行為の内容を再評価し、例えば、1回のサービスを午前と午後の2回に分けて提供することや、週1回のサービスを週2回とする等、より利用者の生活のリズムに合わせた複数回の訪問により対応することも可能である。

※平成18年Q&A(V01.2)(平成18年3月27日)問27は削除する。

Q 生活援助における「買い物」サービスについて、利用者宅に訪問するための移動中に商品を購入することは可能か。

A 訪問介護においては、居宅において提供されるサービスとして位置付けられており、生活援助における「買い物」サービスを行う場合、訪問介護員等は利用者の自宅に立ち寄ってから、購入すべき食品又は日用品等を利用者に確認し、店舗に向かうこととしてきたが、前回訪問時あるいは事前の電話等により利用者から購入すべき商品を確認した上で、事業所等から店舗に向い、商品を購入後、利用者の居宅に向かうことができるものとする。なお、この場合の訪問介護の所要時間については、店舗での買い物に要する標準的な時間及び利用者の居宅における訪問介護に要する標準的な時間を合算したものとすること。

<ステッカーのキャッチコピーを募集します>

介護者・市民をサポートする職能からの発信・行動が求められています。具体的にも署名・集会・宣伝などで行動されている京都・大阪。抗議はがきを出された北海道(桜井和代さんの「ヘルパーの広場」で公開しています)。厚生労働省へ抗議のファックスを出そうと呼びかけている茨城・水戸。背景を知ろうと学習をした埼玉・新座。集会の準備をしている東京(5月19日)等全国からの動きが届いています。共に介護を学びあい・励ましあいネットワークでも「ステッカー」作戦を提案します。こんな「ステッカー」あったら目に留まるというコピー、ヘルパーの仕事のアピールできるコピーを4月20日までに事務局宛に、ファックスやメールにて送信して下さい。たとえば…「介護もあるふつうの暮らしに生活援助は欠かせません」とか「ヘルパーは機械ではありません人間です」とか、みんなで意思表示をして行きましょう!

女の新聞

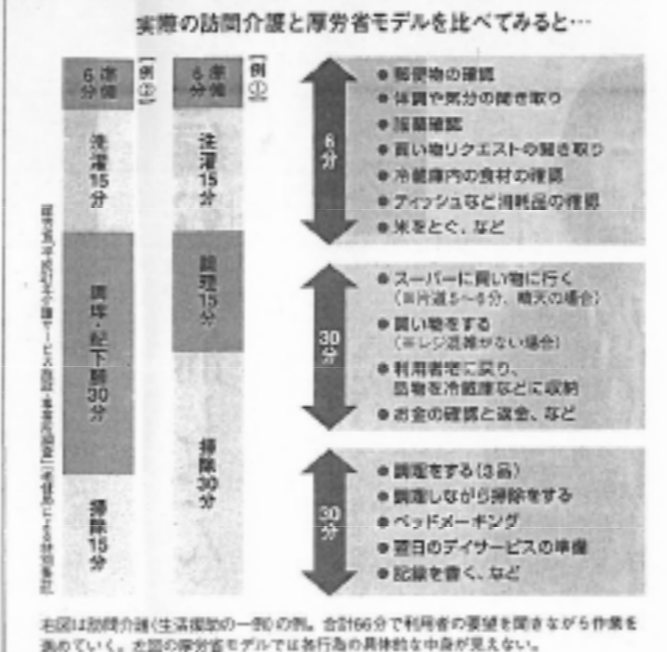
クロワッサン
13日・25日
刊行

介護 292

生活援助15分短縮の衝撃が、必死で頑張る在宅の現場から希望を奪います。藤原るかさん

昨年10月18日、NHKの朝の報道番組を聞いていたヘルパーの藤原るかさんは、あるニュースに耳を疑った。未春(当時)の介護保険法改正の内容を決める厚労省の審議会が「介護従事者のため生活援助の時間基準を見直す」方針を打ち出したと伝えたからだ。

「なんと!!」と驚いた。藤原さんは、生活援助の時間区分を15分短縮の45分とし、その理由として「掃除、洗濯、調理など二つひとつの家事は15分単位で、組み合わせによって30分、45分となるため「45分未満」で終わる割合が8割を超えるため」との審議委員の発言が示されていた。この審議委員の発言は、藤原さんにとっては信じがたい内容であり、現場の介護員にとっては「現場の声は、福祉業界への信頼を揺るがすのではないか」と懸念を強く抱いており、審議会が「現場の声」を聴きながら作業を進めていくべきだと主張している。



左図は訪問介護(生活援助の一部)の例。合計60分で利用者の要望を聞きながら作業を進めていく。右図の厚労省モデルでは各行動の具体的な中身が見えない。

藤原さんはヘルパー歴20年のベテラン。現在は非正規雇用のヘルパーとして12人の利用者を担当する。心算、認知リウマチ、認知症などいざれも大

「安全状態を抱えた初代、90代で、ひとり暮らしの人が大半だ。」「みんな障がいや病気と闘いながら、長期まで自分らしく生きようと必死です。人の数だけある暮らしの形を受けとめ、支えるのがヘルパーの仕事。ロボットのように分かりやすいことばかりという仕事ではなく、時間外で区切つて数値化すること自体、なじみません」

「訪問先に着いたらまず郵便物の確認、利用者との挨拶を交わしながら体調や気分、服薬のチェック、買い物リストを聞きながら冷蔵庫の食材などを確認し、炊飯器をセットするまでに、本来は10分ほどかかるんです。厚労省はこの準備を6分と設定してしまっている。『(図参照)』以後、買い物、調理、掃除、記録までのもろもろを含めて60分。『理が落ちて合算を著しくしたり、複数の店を回ったり、レジが混んでいるは含めず、です。レジが混んでいると本当に苦痛になるんです』

最低基準賃金を割り込む待遇と経験不問の賃金設定。賃不問の制度設計は働く者からやりがいを奪い定着率をさらに悪くします。

「訪問介護は在宅サービス利用者の約60%が利用する。お年寄りの暮らしのいわば根幹が、現状でさえ厳しい時間がさらに削られたら、サービスを...」

「改正案の施行はこの4月。藤原さんは、あきらめないこと、声をあげ続ける大切さを強調する。厚労省に電話して質問するだけでも声は届けられます」



現場のヘルパーと利用者をつなぐまで。生活援助に求められるスキルや、独自の「世界のヘルパー」としてにぎやかに歩み続けるヘルパー。その声と姿が、日本全国の現場に届く。

●介護に関する情報、ご意見、今後、話を聞きたい人や、取り上げてほしいテーマなどがありましたら、はがきか郵で、〒104-8603 東京都中央区新富2-12-10 マゴジックハウス クロワッサン編集部「女の新聞」編集部までお送りください。